

# 日本 i スポーツ機構 賛助会員規定

2020年11月26日制定

(目的)

第1条 この規定は、i スポーツの振興及び競技大会の普及、i スポーツ選手育成に関する支援、イベントの開催等の事業に賛同し協力しようとする企業・事業体を日本 i スポーツ機構 (NIS) の賛助会員 (以下「会員」) として広く募集するとともに、その権利と義務等について定める。

(入会)

第2条 会員になろうとする企業・事業体は、所定の申込書を提出し理事会承認により入会となり、初年度の会費を速やかに納入することにより賛助会員の資格を得る。

(権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) i スポーツ競技大会・イベントを企画開催 (共同主催) する権利
- (2) 前号に関連付けての企業広報を行う権利
- (3) NIS ホームページ等により会員活動に必要な情報を受ける権利

(義務)

第4条 会員は、第5条に定める年会費の納入義務を負うとともに、i スポーツ競技大会の開催等、i スポーツの普及発展に努める義務を負う。

(会費)

第5条 会費は、4月より翌年3月までの1年間の会費をいう。

- 2 会費は、年12万円とする。毎年度4月末日までの納期限とする。
- 3 初年度の会費は、入会月より直近3月までの月割り額とする。
- 4 納入された会費は、返還しないものとする。

(滞納措置)

第6条 年会費の納入期限を超過し、機構の再請求にも拘わらず滞納する場合、会員特典の停止、退会等の措置を取ることとする。

(費用)

第7条 第3条の第1項、第2項に関わる費用は主催者が負担する。

(退会)

第8条 退会は、機構に書面をもって通知するものとする。

(変更)

第9条 この規定の変更は、機構理事会の議決と社員総会の承認を経て定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、2021年1月1日から施行する。